

東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業計画書

1. 事業名

東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業

2. 事業の目的

本市の子育て支援センターで実施している一時預かり事業における、一時預かり利用料について、キャッシュレス決済を導入し、支払方法の選択肢を増やすことにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

3. キャッシュレス決済導入事業の内容

- (1) キャッシュレス決済端末の調達・運用に関すること
- (2) 指定納付受託業務

4. 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。なお、各事業における「受注者」あるいは「指定納付受託者」は、本件公募型見積合せにより決定した選定事業者もしくは同者の推薦する事業者のいずれかを指すもの。

- (1) キャッシュレス決済端末の調達・運用に関すること

受注者は、キャッシュレス決済を可能とするため、接触 IC カード、磁気カード、電子マネー読取機能並びにレシートプリンター機能及び PIN 入力用のボタンが一体となったキャッシュレス決済端末（以下、「決済端末」という。）の調達を行うこと。決済端末本体のほか、設置、運用のため必要な周辺機器、付属品一式も提供すること。また、運用に必要なレシート用ロール紙は導入施設ごとにあらかじめ 1 本用意すること。

受注者は、子育て支援センター職員（以下、「施設職員」という。）が決済端末を利用できる状態に設定し、動作確認を十分に行ったうえ、引き渡すこと。なお、引き渡しまでに要する費用は、受注者の負担とする。引き渡し方法等の詳細については本市と協議すること。

ア. 決済端末の調達台数及び導入施設について

①調達台数

2 台（1 施設当たり 1 台）

②導入施設

- (a) 東大阪市立旭町子育て支援センター
- (b) 東大阪市立楠根子育て支援センター

※施設の詳細は「(別表) キャッシュレス決済導入施設」のとおり

イ．調達機器について

①決済端末に関する要件

- (a) クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済のキャッシュレス決済が可能であること。また、コード決済は利用者提示型であること。
- (b) 利用者に対し、一時預かり利用料の金額等が表示できる機能を有すること。
- (c) 決済端末だけで決済が可能であり、持ち運びができる機器であること。(導入施設にはレジ等の設置はなく、決済端末での現金の取扱いはないもの。)
- (d) キャッシュレス決済時に利用明細書等が発行されること。また、利用者の利用明細書の他に本市の控えも発行できること。なお、プリンターの交換補充等が容易であり、任意のタイミングで可能であること。
- (e) クレジットカードは IC チップを差し込んで決済ができること。決済端末にて PIN 入力が可能であること。
- (f) 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- (g) カード決済承認等番号が即時取得可能であること。
- (h) 決済のエラーが起きた場合、決済端末本体で確認できること。また、金額の入力誤り等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡時は、受注者として可能な範囲で協力すること。
- (i) 原則として、運用開始から最低 4 年間は決済端末本体の変更を行うことなく、稼働できること。
- (j) 1 年間(通常使用時)の決済端末保証期間を有し、また、それ以後も不具合が生じた場合は有償無償を問わず、修理・交換等の対応を行うこと。
- (k) クレジット情報非保持型の機種であること。
- (l) 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

②インターネット環境

導入施設にはインターネット環境がないため、決済端末は SIM 等でインターネット接続できる機器であること。なお、SIM 等の提供はこの事業に含む。

ウ．キャッシュレス決済導入に関するサポートについて

- ①受注者は運用に必要なマニュアルを提供すること。マニュアルは施設職員が容易に操作等を行うことが可能な内容であり、電子データ及び紙媒体で提出すること。紙媒体は発注部署及び各施設分の合計 3 部提出すること。
また、各施設において、職員向けの導入説明を行うこと。
- ②各施設に、導入したキャッシュレス決済サービスによる支払いが可能であることを利用者に案内するための掲示物を提供すること。
- ③各施設の開館時間において発注部署もしくは施設職員からの操作方法や機器のトラブル発生時等について問い合わせができるサポート体制を有すること。

エ. その他

調達機器は2台とも同一機器であり、新品であること。なお、本市が買い取るものとする。

(2) 指定納付受託業務について

ア. 指定納付受託業務の対象となる収入

一時預かり利用料（以下、「利用料」という。）

イ. 指定納付受託の方法

- ①本市は、本業務を受託する者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者に指定する。
- ②指定納付受託者は、キャッシュレス決済による利用料については、月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日（当該日が土日祝日の場合は、翌営業日とする。）までに、本市の指定する口座に納付すること。詳細な納付回数、納付日は本市と協議のうえ、決定する。
- ③月毎の利用料の明細及び決済手数料の明細を納付予定日の5営業日前までに発行し、本市がデータにより確認できるようにすること。明細は施設ごとの内訳が確認できるようにすること。
- ④指定納付受託者は、自己の責に帰すべき事由により、②に定める納付を怠ったときは、当該納付金額について、指定納付受託業務に関する契約締結日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。
- ⑤各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。

ウ. キャッシュレス決済の対応

以下に掲げるブランドは必ず対応するものとし、その他のブランド等の取り扱いは本市と協議すること。

①クレジットカード

「VISA」「Mastercard」「銀聯」

②電子マネー

「全国相互利用可能な交通系 IC カード（Kitaca、Suica、TOICA、ICOCA、SUGOCA、PASMO、manaca、はやかけん、nimoca）」

「WAON」「楽天 Edy」「nanaco」

③コード決済

「PayPay」「d 払い」「auPAY」「メルペイ」

エ. キャッシュレス決済手数料の支払い

- ①原則、納付確認後、指定納付受託者からの請求により支払う。また、指定納付受託者が、徴収した利用料から指定納付受託業務の手数料を差し引いた金額を、本市が指定する口座に納付する方法も可能とする。
- ②決済手数料の額は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とする。

オ. 利用料の納付データの提供

- ①受注者は、施設ごと、利用したキャッシュレス決済手段、決済ブランドごとに、納付件数、合計金額および納付年月日を月毎に集計したデータを提供すること。データは CSV 形式もしくは CSV への変換が容易な形式であること。
なお、協議のうえ、上記記載項目がインターネット上などで確認できる管理システムを提供する方法でも可能とする。
- ②そのほか、本市から利用料納付に関するデータの提供について依頼した場合は、可能な範囲で対応すること。

5. 守秘義務の遵守

- (1) 業務遂行上知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報については、契約期間はもとより契約終了時であっても、保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。

6. その他

- (1) 選定事業者は事業計画書に定めない事項、又は内容に疑義が生じた場合には、その都度、本市と協議すること。
- (2) キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策を講じていること。
- (3) 選定事業者は本事業の遂行にあたり、適用を受ける法令、規程、基準等についてこれを遵守しなければならない。

(別表) キャッシュレス決済導入施設

施設名	住所	開館時間	休館日	件数	金額 (円)
旭町子育て支援センター	東大阪市旭町 1 番 5 号	午前 8 時 45 分～ 午後 5 時 15 分	・ 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日 ・ 月曜日 ・ 第 1 ・ 3 ・ 5 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	556	655,900
楠根子育て支援センター	東大阪市楠根 1 丁目 12 番 12 号	午前 8 時 45 分～ 午後 5 時 15 分	・ 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日から 31 日 ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	373	465,750

※件数・金額は令和6年度を基にしている。

(参考) 一時預かり事業の利用料金

①就労型：4 時間以内、4 時間超の 2 区分の利用形態

年齢区分	4 時間以内	4 時間超
0 歳～2 歳	9 0 0 円	2, 1 0 0 円
3 歳	3 0 0 円	9 0 0 円
4 歳以上	2 0 0 円	7 0 0 円

②リフレッシュ型：1 時間単位で利用

年齢区分	1 時間あたり
0 歳～2 歳	4 0 0 円
3 歳	2 5 0 円
4 歳以上	2 0 0 円

※旭町、楠根子育て支援センターはリフレッシュ型のみの実施